# 不登校巡回支援員（会計年度任用職員）募集案内

令和８年１１月１２日
中野区教育委員会事務局指導室

１．採用職種及び応募資格等

（１）採用職種・募集人数・勤務場所・勤務日数及び勤務時間

| 採用職種 | 募集人数 | 勤務場所 |
|---|---|---|
| 不登校巡回支援員 | １名（予定） | 中野区立中野第一小学校を勤務場所とし、担当の小学校を巡回する。（※） |
| 勤務日数・勤務時間 | | |
| 月１６日勤務<br>※原則として、平日、午前８時１５分から午後５時までの１日７時間４５分 | | |

※中野区立中野第一小学校（拠点校）のほか、中野区立桃園第二小学校、中野区立塔山小学校を巡回する。

（２）担当業務

ア　性格、行動、学習その他教育上の問題を持つ児童及びその保護者等の相談に関すること。

イ　不登校の状態又はその傾向にある児童に対する登校支援、校内別室等における学習支援及び体験活動等を行うこと。

ウ　小学校における校内別室の環境整備に関すること。

エ　小学校その他関係機関における会議等に出席すること。

オ　前各号に掲げるもののほか、指導室長が定める事項

（２）任用期間

令和９年１月１日から令和９年３月３１日

（３）応募要件

次のいずれかの要件を満たすこと

ア　教育職員免許法第４条に規定する教育職員の普通免許状を有する者

イ　学校経営の経験がある者

ウ　学校等において児童生徒に対し学習指導の経験がある者

エ　学校における教育相談に関する実践経験がある者

※ただし、地方公務員法第１６条の欠格事由に該当する方は応募することができません。

２．選考

（１）第１次選考

| | |
|---|---|
| 書類選考 | ○「不登校巡回支援員（会計年度任用職員）採用選考申込書」により書類選考を行います。<br>○選考結果は、令和８年１１月２７日（金）以降メール及び郵送により通知します。 |

（２）第２次選考

| | |
|---|---|
| 日時・場所 | 令和８年１２月２日（水）午前１０時～正午のうち２０分程度<br>中野区役所本庁舎または中野区立教育センター |
| 面　　接 | ○第１次選考合格者へ、選考結果通知にて日時等をお知らせします。<br>○応募者多数の場合は別途日程調整することがあります。<br>○最終選考結果は、令和８年１２月上旬を目途に通知します。 |

３．応募書類・応募方法・応募期間

| | |
|---|---|
| 応募書類 | 「不登校巡回支援員採用選考申込書」<br>※申込書は、中野区ホームページからダウンロードできます。 |
| 応募方法 | 「不登校巡回支援員採用選考申込書」を持参または郵送してください。<br>※郵送の場合は、封筒に「不登校巡回支援員採用選考申込書在中」と朱書きのうえ、簡易書留またはレターパックにより郵送してください。（郵送による事故等については、責任を負いません。）<br>※持参の場合は、平日の午前９時から午後５時までの間にお願いします。 |
| 応募期間 | 令和８年１１月１２日（木）～令和８年１１月２６日（木）（必着） |

| 送付先・受付場所 | 持参受付曜日・時間 |
|---|---|
| 〒１６４－８５０１　中野区中野四丁目１１番１９号<br>中野区教育委員会事務局　指導室事務係<br>（区役所７階） | 平日のみ。<br>午前９時から午後５時まで |

４．報酬等

月額　２５２，３９６円（予定）

・社会保険料、雇用保険料本人負担額及び源泉徴収所得税が差し引かれます。

・通勤手当が支給されます。

・採用されるまでに給与改定が行われた場合は、その額によります。

５．休暇・福利厚生等

・年次有給休暇、慶弔休暇等あり。

・健康保険、厚生年金保険、雇用保険適用あり。

※欠格条項（地方公務員法第１６条）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一．拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二．当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三．人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

四．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

６　その他

・応募書類につきましては、返却いたしません。

・本業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

・このため、予め、採用選考過程において、採用選考申込書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

【問合せ先】
中野区教育委員会事務局指導室事務係
電　話：０３－３２２８－５５４５
ＦＡＸ：０３－３２２８－５６７９
メール：sidousitu@city.tokyo-nakano.lg.jp